

## 第2章 関係法令・制度

### 第1節 関係法令・制度

#### §11 関係法令・制度

高濃度混合バイオマスメタン発酵施設の整備事業実施にあたっては、「下水道法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、バイオマスの取扱いに直接的に関与する主要な法律等に加え、「都市計画法」等、その他関連する法規や制度についても確認し、遵守する。

#### 【解説】

高濃度混合バイオマスメタン発酵技術の導入にあたっては、バイオマス処理を業として営む際に適用を受ける法令・制度（以降「法規制」という）や、処理施設を建設する際に適用を受ける法規制、施設の運転において適用を受ける法規制等、多種・多様な法規制の適用がおよぶ。これらの法規制は、取扱うバイオマスの種類や量などによって、適用法令が異なったりすることから当該事業の枠組みをふまえ、関係する法規制に関する情報を収集・確認を行い、都道府県等の関係機関と十分に調整することが重要である。

また、昨今の環境保全強化の動きから規制強化が進むものもあれば、一方で、手続きの簡素化等の規制緩和・撤廃の動きもあり、関係する法規制の見直しが盛んに行われているため、常に最新の法規制を調べた上で事業を進める必要がある。

#### (1) 関連法令

実務上で関連する主な法令と管轄省庁、当該法令における適用範囲等を整理する。関連する法令フローシートを図 2-1-1 に示す。事業の許可や運営等に関連する法令、環境保全に関連が強い法令、施設設置にあたり土地利用に係る規制等との関連が強い法令等については、参考資料 1 (p. 120) に整理する。

#### (2) 石川県条例

石川県の条例等で関連する規制等は参考資料 1 (p. 120) に整理する。

#### (3) 各種届出等一覧

処理施設の整備にあたっては、設備内容に応じて関係法令、基準、通達等を遵守する他、地方公共団体等の条例等に基づき、各官公庁への各届出を行わなければならない。各種届出等の一覧は参考資料 1 (p. 120) に整理する。

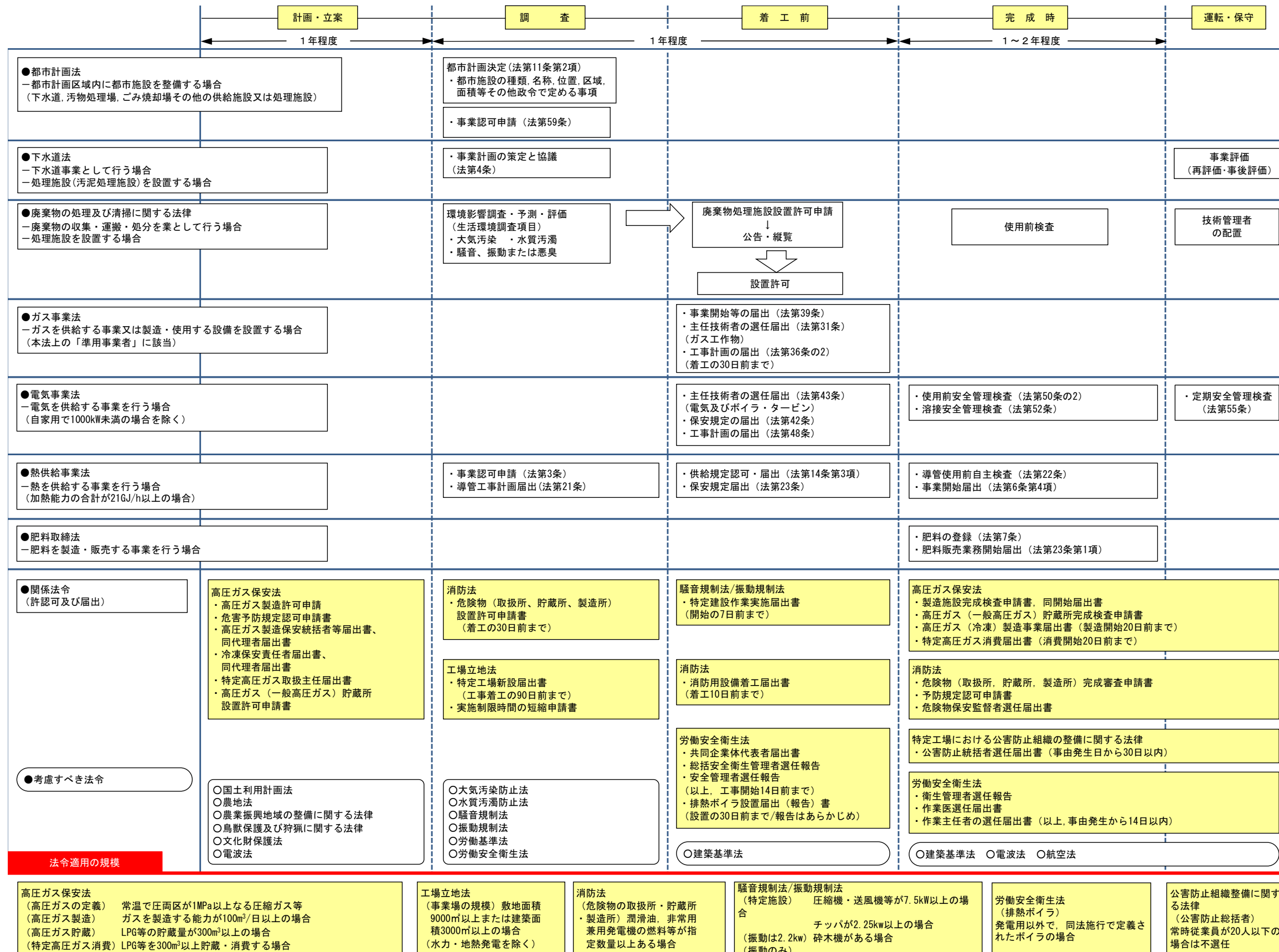


図 2-1-1 関連する法令フローシート

出典)「バイオマスエネルギー導入ガイドブック(第4版)」独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構に一部加筆・修正

## 第 2 節 事業実施に必要な手続き

### § 12 事業実施に必要な基本計画等

高濃度混合バイオメタン発酵施設の整備事業実施にあたっては、法規制上必要となる計画及び利用する補助制度等により作成が必要な計画を策定するとともに、策定内容の調整・整合を図らなければならない。

#### 【解 説】

高濃度混合バイオメタン発酵施設の整備事業実施にあたっては、各バイオマスが適用を受ける法規制や事業（所管の省庁）によって、必要とされる基本計画等が異なる。

また、同一の所管事業においても、適用事業の採択要件の中で求められる個別の事業実施計画等があることから、施設建設にあたっては、法規制上、必ず必要とされる計画等に加え、適用を想定している事業の採択要件等に示される事項を、事前に確認しておくことが重要である。

さらに、法規制上の位置付けはないものの、事業実施において実務上、作成が必要な計画等もあるため、取扱うバイオマスを管轄する関係機関へ、事前に必要となる計画等を確認しておくことが肝要である。

#### (1) 法規制上、必要となる計画

対象バイオマスの利活用にあたり、法規制上、必要とされる計画のうち、主な計画は次のとおりである。

- ・ 下水道事業計画
- ・ 一般廃棄物処理基本計画 など

##### 1) 下水道事業計画

下水道事業計画は、下水道法第 4 条第 1 項により策定が義務づけられ、下水道法第 4 条第 2 項により国土交通大臣あるいは都道府県知事との協議を要するものであり、下水道の配置、構造、能力等を定めた計画である。

同計画は、下水道全体計画をより詳細で具体的なものとした計画であり、実効性を確保する観点から、財政、執行能力等の点をふまえ、5～7 年程度の間には整備可能な範囲とすることが適当とされている。

また、高濃度混合バイオメタン発酵施設の整備は、下水道法施行令第 5 条の 2 における「処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更。」に該当するため、事業計画の変更協議が必要である。その際に必要となる主な資料を表 2-2-1 に整理する。

表 2-2-1 下水道事業計画の変更協議に必要となる主な書類

必要書類	内容
下水道事業計画変更届出書	
事業計画変更理由書	本事業の実施理由
事業計画書	汚泥の最終処分計画
事業計画説明書	フレームの採用値、採用根拠 処理フローの設定、施設の機能維持に関する方針（点検・調査計画など）
財政計画書	整備計画 建設費、維持管理費の算定
処理施設の容量計算書	施設の能力設定
施設平面図	施設の配置計画等
関連部局資料	関連部局との調整事項

2) 一般廃棄物処理計画（一般廃棄物処理基本計画・一般廃棄物処理実施計画）

廃掃法第 6 条第 1 項に定められている市町村が区域内の一般廃棄物の処理について定めなければならない計画であり、更に廃掃法施行規則第 1 条の 3 の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めるものとされている。

一般廃棄物処理基本計画は「長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画」、一般廃棄物処理実施計画は「基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出抑制、減量化・再利用の促進、収集、運搬、処分等について定める計画」として位置付けられており、それぞれの計画は、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水（し尿及び生活雑排水をいう。以降に同じ）に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されている。これらの関係を図 2-2-1 に示す。

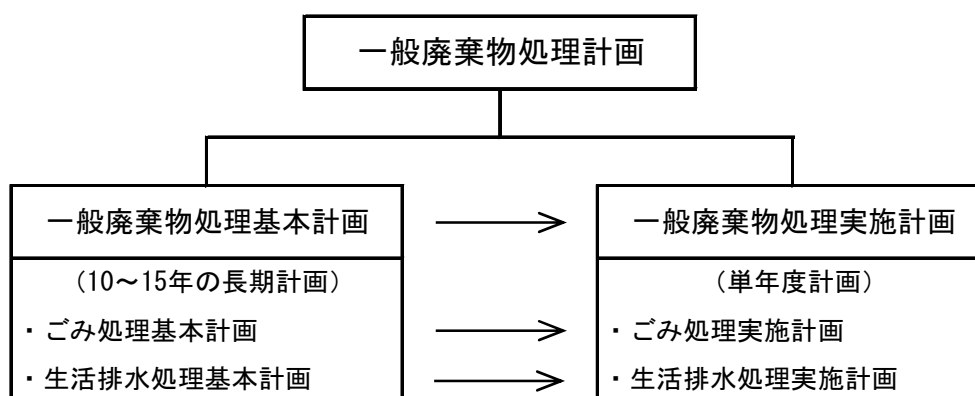


図 2-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

出典)「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領・2006年改訂版」(社)全国都市清掃会議

なお、ごみ処理基本計画の策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針 平成 25 年 6 月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（環廃対発第 1306241 号平成 25 年 6 月 24 日）が、生活排水処理基本計画の策定にあたっては、「生活排水処理基本計画策定指針」（衛環第 200 号 平成 2 年 10 月 8 日）が示されており、それぞれの指針に準じて作成する必要がある。

(2) 補助事業の適用を受ける場合に必要となる計画

補助金事業、交付金事業の適用を受ける場合において、採択要件として事業実施計画の作成が必要となる場合がある。

事業実施にあたっては、各事業の実施要綱・要領を確認し、事業実施計画に必要な事項を確認しておく必要がある。

- ・社会資本総合整備計画
- ・循環型社会形成推進地域計画
- ・バイオマス活用推進計画 など

### § 13 施設稼働までの手続き

高濃度混合バイオマスメタン発酵施設による処理開始までの法手続き等の流れを示す。

#### 【解 説】

石川県の場合、高濃度混合バイオマスメタン発酵施設は、基本的に廃棄物処理施設に位置付けられることから、その整備にあたっては、届出または設置許可に係る申請等が必要となる。

これらの申請等は、施設の設置主体や対象とするバイオマスの廃棄物の分類（一般廃棄物又は産業廃棄物）によって内容が異なるため、事業の枠組みに応じて必要な手続き等を行なう必要がある。

図 2-2-2 に、一般的な施設稼働までの手続きを示す。なお、図 2-2-3～図 2-2-5 は石川県における手続きであるので、他の都道府県の場合は留意が必要である。

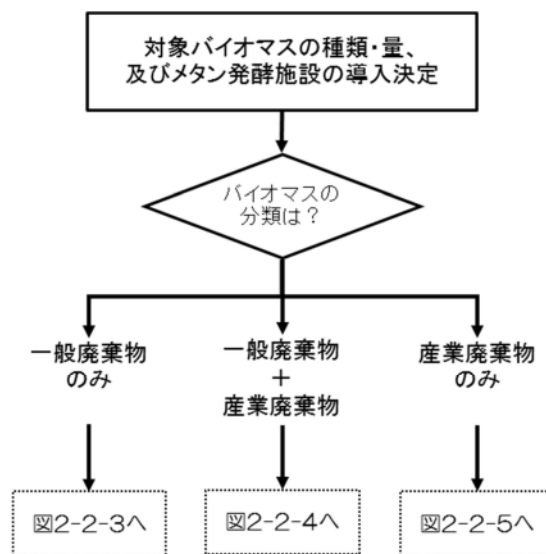


図 2-2-2 施設稼働までの手続き

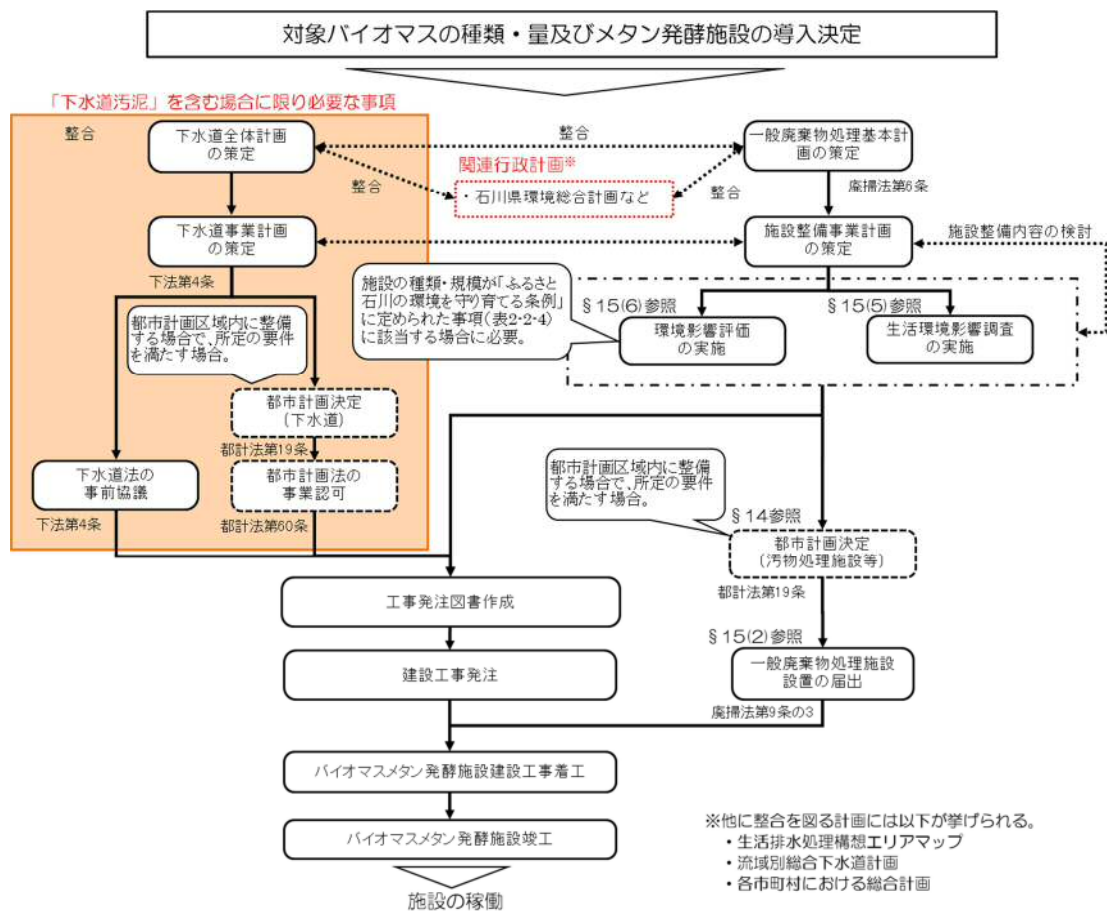


図 2-2-3 下水処理場に一般廃棄物のみを受け入れる場合（石川県）

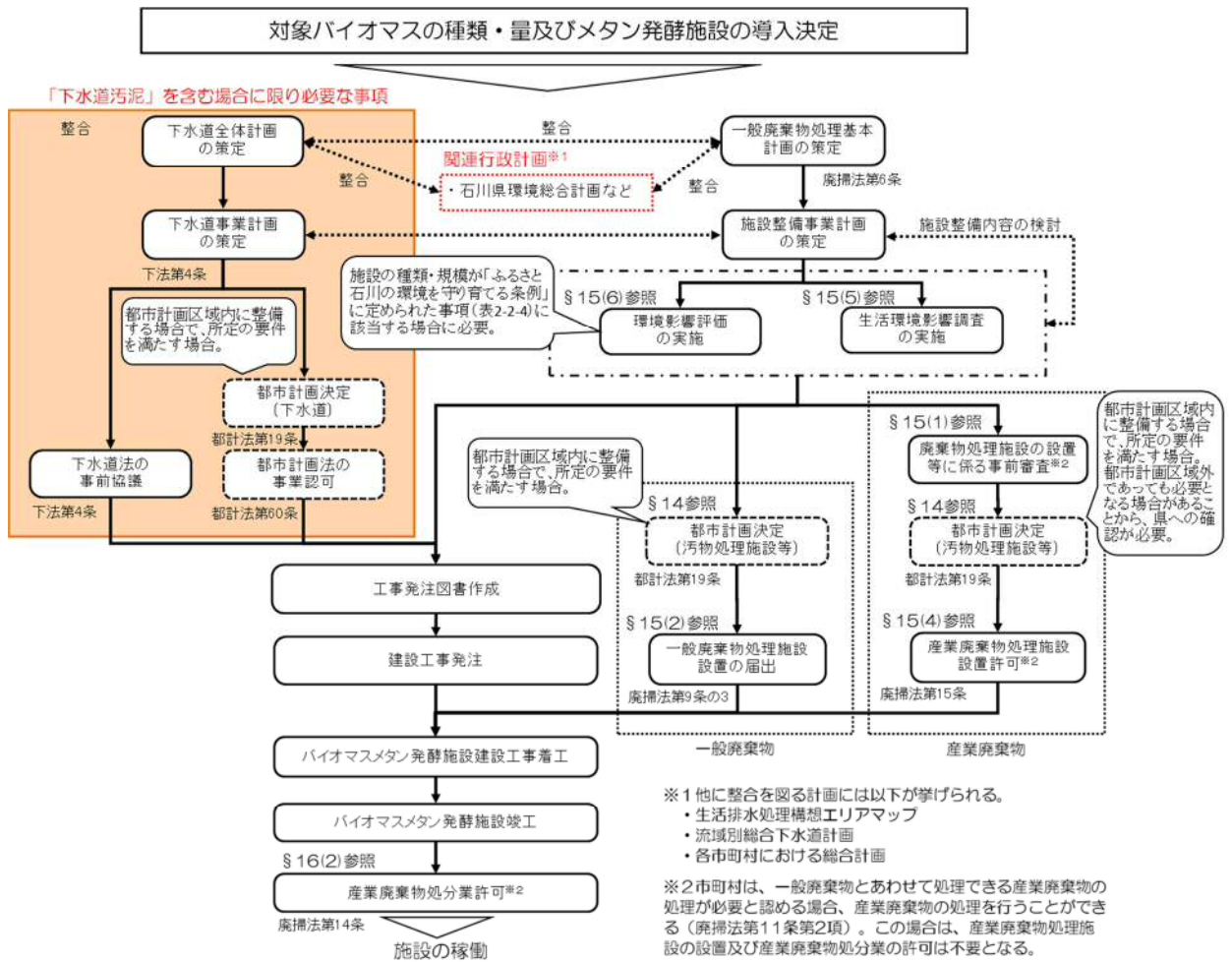


図 2-2-4 下水処理場に一般廃棄物と産業廃棄物を受け入れる場合（石川県）



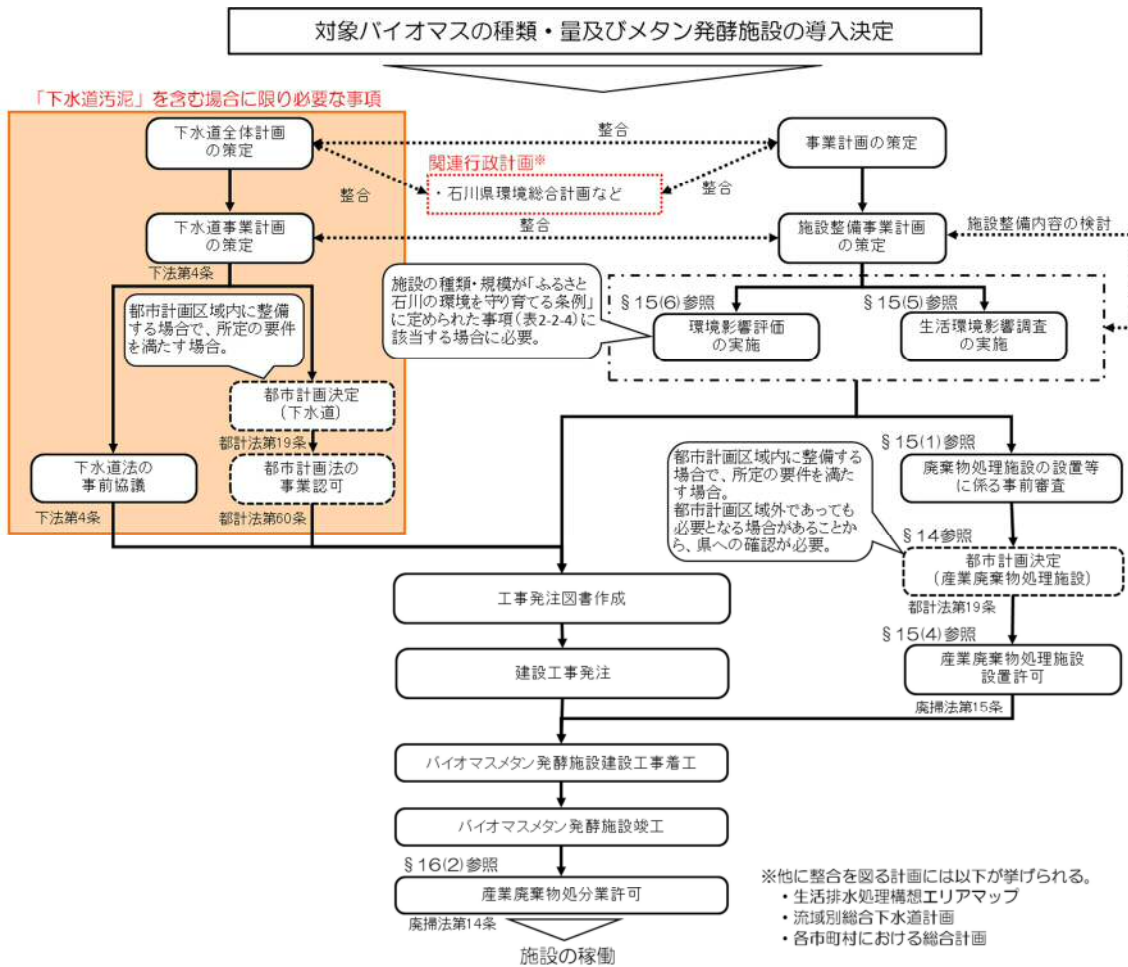


図 2-2-5 下水処理場に産業廃棄物のみを受け入れる場合（石川県）

## § 14 都市計画決定

高濃度混合バイオマスメタン発酵施設を都市計画区域内の下水処理場に整備する場合には、都市計画決定の変更等の必要性について、関係機関と協議を行う。

### 【解説】

石川県の場合、高濃度混合バイオマスメタン発酵施設は基本的に「廃掃法」の適用を受け、廃棄物処理施設（都市計画法における都市施設の区分としては、「ごみ焼却場その他の供給施設または処理施設」若しくは「汚物処理施設」に該当する。）となる。既に下水道事業として、都市計画決定を行っている下水処理場に混合バイオマスメタン発酵施設を整備する場合は、その都市計画決定の必要性について、都道府県等の関係機関と十分に協議し、必要な申請をしておくことが重要である。都市計画決定の変更を行う場合は、その範囲についても十分に協議、調整を行う必要がある。

### 【参考事例】石川県における都市計画決定の状況

地方公共団体	施設導入時における都市計画決定の変更	
	変更	内容
石川県 珠洲市	変更 無し	県との協議により、「公共下水道終末処理場」として都市計画決定を行っており、重複するので「廃棄物処理施設」としては都市計画決定を行わないこととなった。（兼用工作物）
石川県 中能登町	—	都市計画区域外であったため、該当なし。

石川県珠洲市では、県との協議を行い、混合バイオマスメタン発酵施設は「兼用工作物」として、都市計画決定の変更は行わなかった。都市計画決定変更の必要性は、地域特性や施設の位置付け等が影響することから、都道府県との協議は必要不可欠であり、変更等を行う場合は、その範囲についても十分な調整が必要である。石川県中能登町では、都市計画区域外であった。

## § 15 廃棄物処理施設設置許可申請

高濃度混合バイオメタン発酵施設は「廃掃法」の適用を受けるため、「廃掃法」に基づく廃棄物処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）の設置許可が必要となる。市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合は設置許可ではなく、都道府県への届出となる。

また、廃棄物処理施設の設置許可申請にあたっては、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合を除き、都道府県に事前確認を行う。

### 【解説】

下水道汚泥を下水道管理者自らが処理する場合を除き、本件の対象とするバイオマスを処理する場合には、「廃掃法」の適用を受ける。処理を行うための施設は、処理対象となるバイオマスの「廃掃法」上の位置付け（一般廃棄物又は産業廃棄物）及び処理能力等によって、一般廃棄物処理施設、若しくは産業廃棄物処理施設に位置付けられるため、「廃掃法」に基づく廃棄物処理施設の設置許可が必要となる。設置許可が必要な廃棄物処理施設の種類・規模については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（以降、「廃掃法施行令」という。）に定められている。



また、申請にあたっては、廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を実施すること等が定められている。

設置許可申請にあたっては、施設を設置する箇所を管轄する県や市町村等の関係機関への事前相談を行うことが事業を円滑に進めることとなる。

#### (1) 廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査

石川県（金沢市を除く）の場合は、廃棄物処理施設の設置許可申請にあたり、「石川県廃棄物適正処理指導要綱（平成5年11月5日 公示第605号）」第6条及び第14条の3に基づき、事前審査が定められている。（金沢市内にあつては、「金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱（平成7年3月1日 告示第15号）」に基づくこと。）

ただし、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する際には、事前審査は不要である（「石川県廃棄物適正処理指導要綱」第14条の3）。

事前審査にあたっては、「事業計画書」等の関係書類を提出する必要があるため、これらの必要記載事項や様式等は、「石川県廃棄物適正処理指導要綱」及び「石川県廃棄物適正処理指導要綱事務取扱要領」に定められているため、これらの最新の内容を確認の上、書類を作成することが必要である。なお、事前審査を受けるにあたっては、生活環境影響調査を実施しておく必要がある。事前審査の手続き等は、 及び  に示すフローのとおりである。

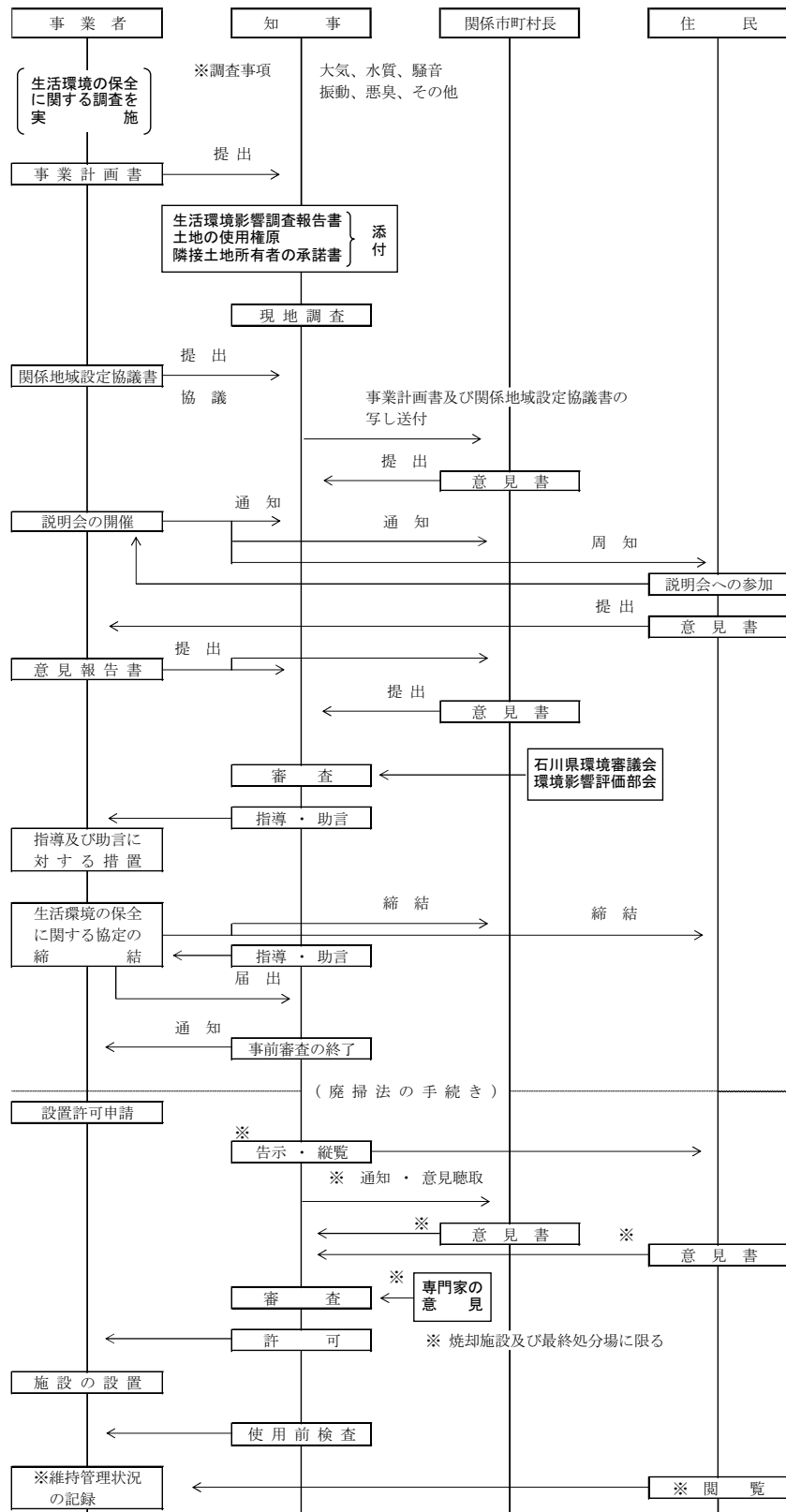


図 2-2-6 石川県における廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査のフロー (工業専用地域を除く地域)

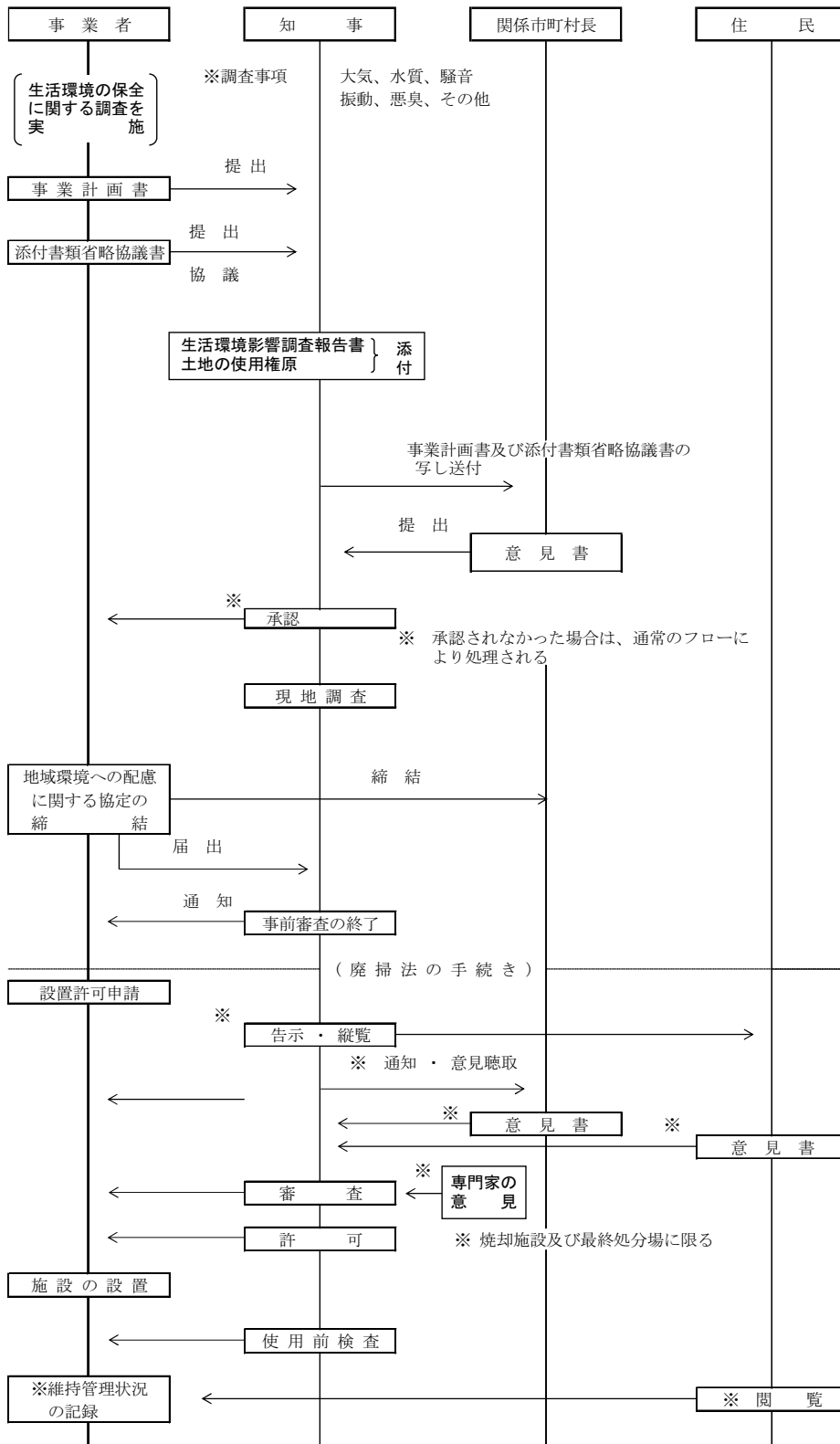


図 2-2-7 石川県における廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査のフロー (工業専用地域内)

(2) 一般廃棄物処理施設の設置届出（廃掃法第9条の3）

市町村が表 2-2-2 の一般廃棄物処理施設を設置する場合は廃掃法第9条の3の規定により、下記に示す資料を添えて、その旨を県知事に届け出なければならない。

一般廃棄物処理施設の設置届出に必要な資料

- ① 以下の廃掃法第8条第2項に定められた項目を記載した書類
  - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 一般廃棄物処理施設の設置の場所
  - 一般廃棄物処理施設の種類
  - 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
  - 一般廃棄物処理施設の処理能力
  - 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
  - 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
  - 一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画
  - その他環境省令で定める事項
- ② 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

(3) 一般廃棄物処理施設設置許可申請（廃掃法第8条）

市町村以外が一般廃棄物を処理するために設置する施設のうち、「廃掃法施行令」に定められている設置許可が必要な施設は、表 2-2-2 のとおりである。また、一般廃棄物処理施設の設置許可申請の手続きの流れを図 2-2-8 に示す。

表 2-2-2 設置許可の対象となる一般廃棄物処理施設

施設の種類	対象規模 <sup>※2</sup>
ごみ処理施設（焼却施設を除く施設） <sup>※1</sup>	処理能力が 5t/日以上
ごみ処理施設（焼却施設）	処理能力が 200kg/h 以上 又は火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上
し尿処理施設（浄化槽を除く）	処理能力に関係なく必要
最終処分場	

※1 例として堆肥化施設、破碎施設、固形燃料化施設、選別施設等がある。

※2 処理能力とは、処理計画量や処理実績量に基づくものではなく、設置する一般廃棄物処理施設で処理することが想定される一般廃棄物に応じて、当該処理施設で処理できる最大処理可能量とする。

一般廃棄物処理施設の設置許可要件は、「廃掃法」第 8 条の 2 で定められており、その内容は次のとおりである。この要件の詳細については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（以降、「廃掃法施行規則」という。）第 4 条、第 4 条の 2、第 4 条の 2 の 2 に定められており、本要件に適合しない場合は、許可されない。

<設置許可要件>

- ①施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合していること。
- ②施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設（特に適正な配慮が必要であると認められる施設）について適正な配慮がなされたものであること。
- ③申請者が設置及び維持管理を的確に行う知識と技能、的確かつ継続して行う経理的基礎を有すること。
- ④申請者が欠格要件に該当しないこと。

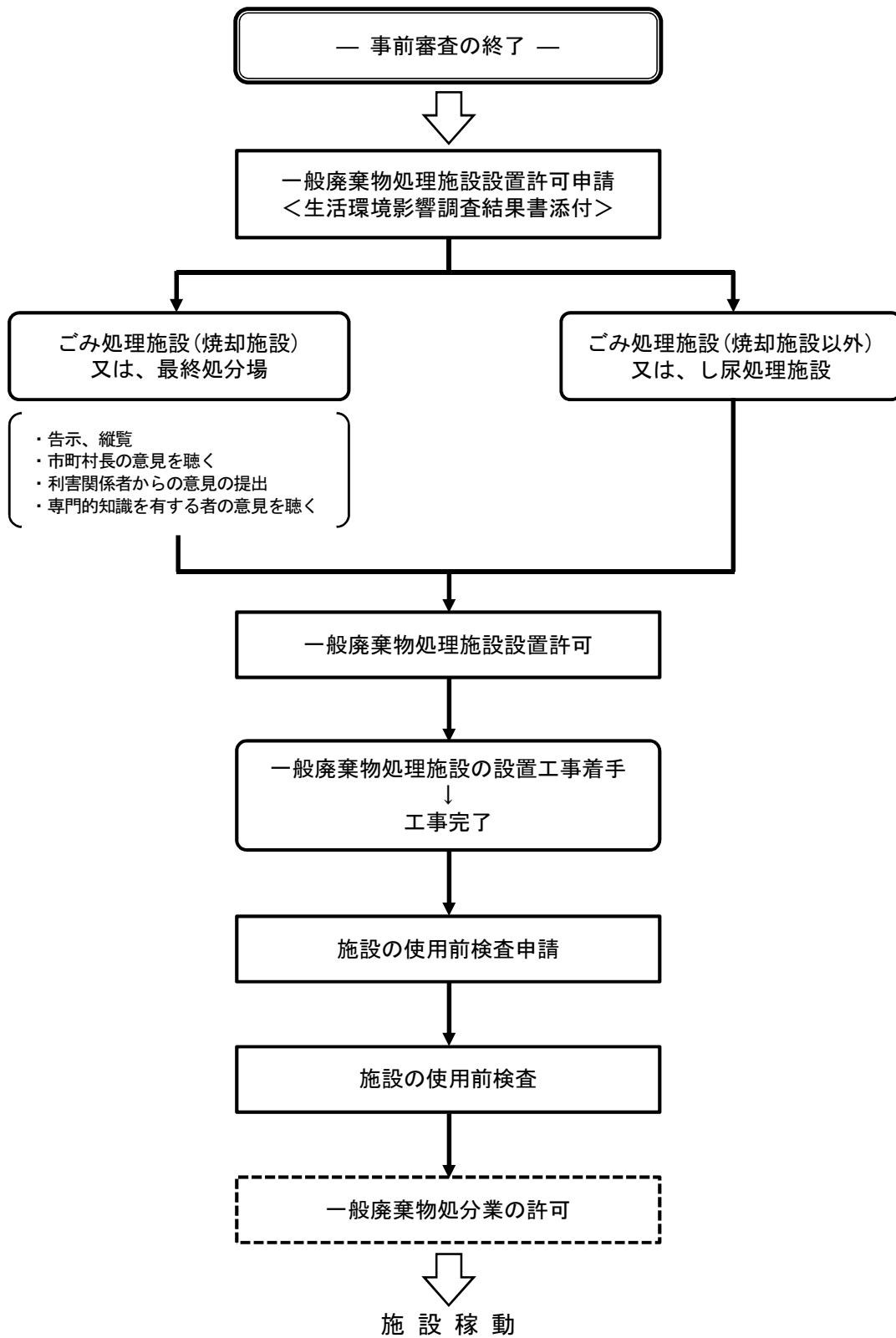


図 2-2-8 一般廃棄物処理施設設置許可申請フロー



(4) 産業廃棄物処理施設設置許可申請（廃掃法第 15 条）

産業廃棄物を処理するために設置する施設のうち、「廃掃法施行令」に定められている設置許可が必要な施設は、表 2-2-3 のとおりである。

また、産業廃棄物処理施設の設置許可申請の手続きの流れを図 2-2-9 に示す。

産業廃棄物処理施設の設置許可要件等は、廃掃法第 15 条の 2 で定められている。

表 2-2-3 設置許可の対象となる産業廃棄物処理施設

施行令 (号)	施設の種類	対象規模
1	汚泥の脱水施設	処理能力が 10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く）	処理能力が 10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
	汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設）	処理能力が 100m <sup>2</sup> /日を超えるもの
3	汚泥（PCB 汚染物、PCB 処理物であるものを除く）の焼却施設	処理能力が 5m <sup>3</sup> /日を超えるもの 又は、200kg/h 以上のもの 又は、火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上のもの
4	廃油の油水分離施設	処理能力が 10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
5	廃油（廃 PCB 等を除く）の焼却施設	処理能力が 1m <sup>3</sup> /日を超えるもの 又は、200kg/h 以上のもの 又は、火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力が 50m <sup>3</sup> /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が 5t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類（PCB 汚染物、PCB 処理物であるものを除く）の焼却施設	処理能力が 100kg/日以上のもの 又は、火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上のもの
8 の 2	木くず又ははがれき類の破碎施設	処理能力が 5t/日を超えるもの
9	有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	処理能力に関係なく必要
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	
11 の 2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	
12	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	
12 の 2	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	
13	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	
13 の 2	産業廃棄物の焼却施設（第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 12 号の焼却施設を除く）	処理能力が 200kg/h 以上のもの 又は、火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上のもの
14	遮断型最終処分場、安定型最終処分場、管理型最終処分場	規模に関係なく必要

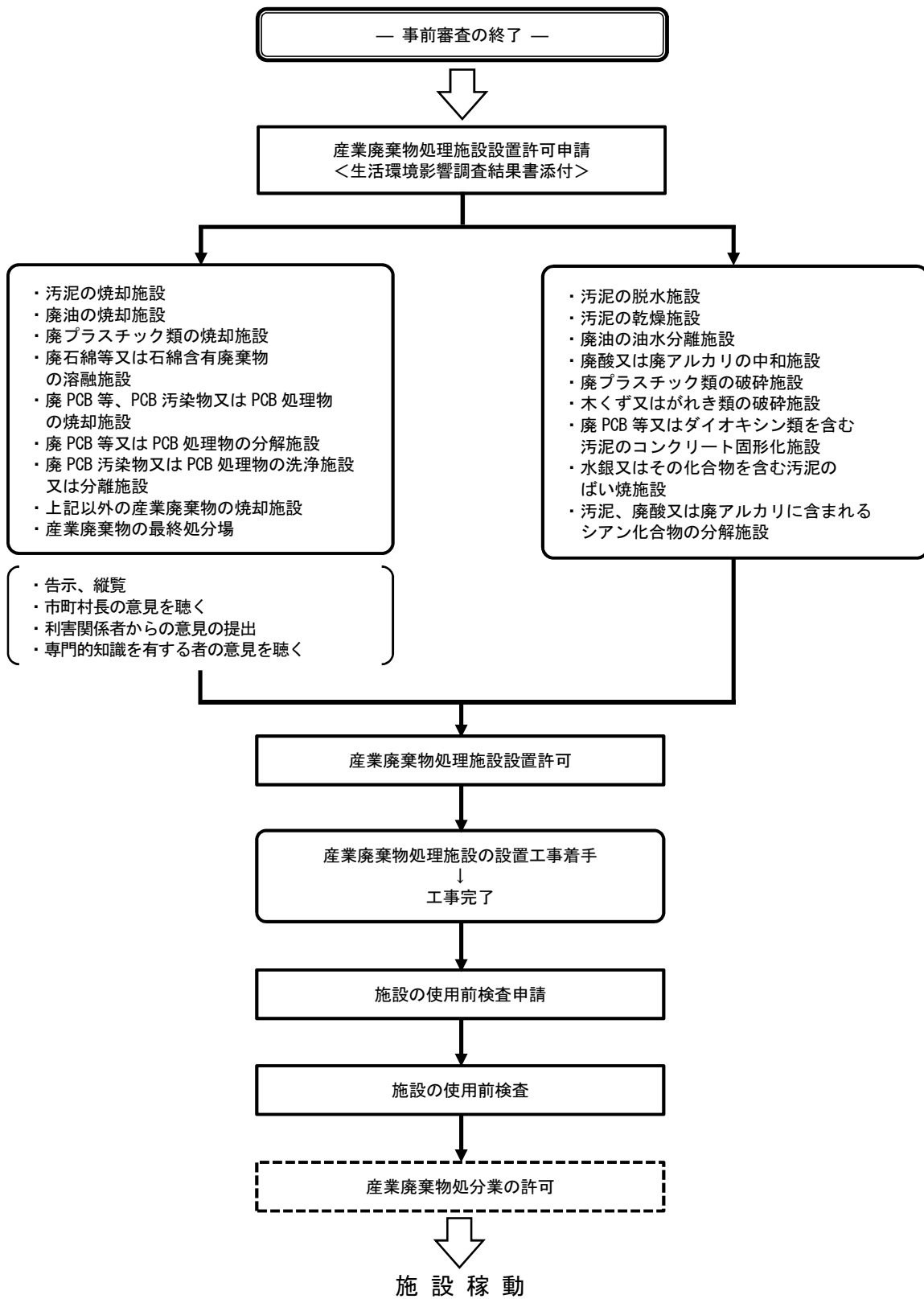
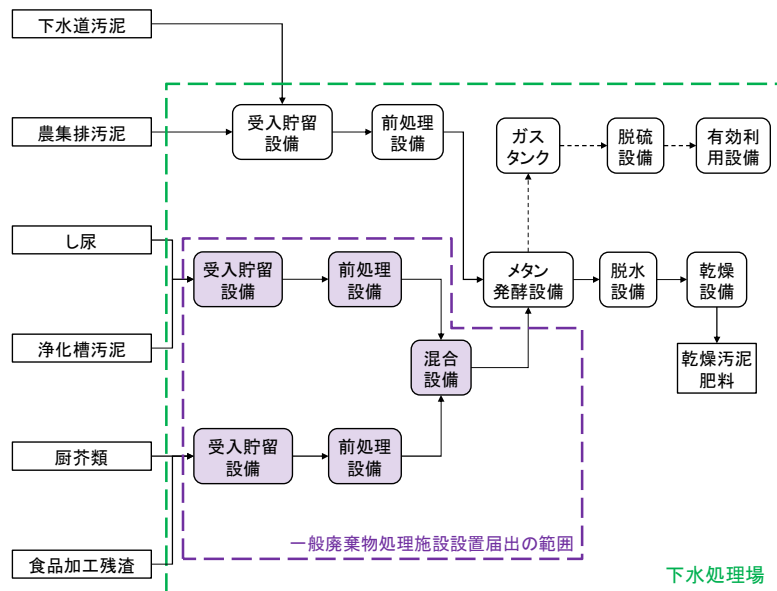


図 2-2-9 産業廃棄物処理施設設置許可申請フロー

【参考事例】中能登町鹿島中部クリーンセンターにおける廃棄物処理施設の設置届出、廃棄物処理業の許可について

地方公共団体	一般廃棄物処理施設		産業廃棄物処理業		備考
	届出	範囲	許可	範囲	
石川県中能登町	要	受入貯留設備（し尿、浄化槽汚泥、厨芥類、食品加工残渣）、前処理設備、混合設備（下図参照）	不要	—	食品工場から排出される食品加工残渣は産業廃棄物（動植物性残渣）に該当するが、協議の結果、廃掃法第11条第2項*に基づき、一般廃棄物（厨芥類等）とあわせて処理することとし、産業廃棄物処理業の許可は不要となった。

※廃掃法第11条第2項 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。



一般廃棄物処理施設設置届出の範囲（中能登町鹿島中部クリーンセンター）

下水処理場に廃棄物を受け入れる場合の基本的な考え方としては、廃棄物が、下水道法が適用される下水道施設に入るまでは廃掃法が適用され、下水道施設に入った以降は下水道法に基づき処理される。以上により、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）の届出範囲は廃掃法が適用される範囲とし、廃棄物が下水道（メタン発酵設備）に投入されるまでとする。中能登町では、食品工場から排出される食品加工残渣を産業廃棄物（動植物性残渣）として受け入れるが、廃掃法第11条第2項より、産業廃棄物処理業の許可は不要となった。しかし、他の市町村において、この規定が適用できない場合も想定されるため、必ずしも産業廃棄物処理業の許可が不要になるとは限らない。業許可については、都道府県の担当部局と事前に協議を行うことが重要である。

(5) 生活環境影響調査

「廃掃法」では、施設の設置許可申請にあたり、事前に生活環境影響調査を実施することが定められている。

設置しようとする廃棄物処理施設の種類、規模、周辺環境の自然的及び社会的条件等を勘案して必要な項目、方法等を選定し、生活環境影響調査を実施する必要がある。

生活環境影響調査の詳細・具体的な手順については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）」や各都道府県の「環境影響評価技術指針」を参考とする。

石川県の場合、事前審査の時点で本調査結果を示す必要があり、この結果については「環境影響評価報告書」として整理する必要がある。

参考として、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく生活環境影響調査項目の例を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-4 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目の例

調査事項		生活環境影響要因	施設からの 処理水の放流	施設の 稼働	施設からの 悪臭の漏洩	し尿等の 運搬車両 の走行
		生活環境影響調査項目				
大気環境	大気質	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数(臭気濃度)			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○			
		または化学的酸素要求量 (COD)				
		浮遊物質 (SS)	○			
		その他必要な項目 注)	○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。たとえば、全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-P を含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) 等があげられる。

※上表は、し尿処理施設及び発酵・堆肥化施設の標準的な例である。

出典) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 平成 18 年 9 月」環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

(6) 環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価（環境アセスメント）（以下「環境アセスメント」という。）は、土地の形状の変更や工作物の新設等の開発事業で、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境に与える影響を調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民等の関係者から意見を聞き、環境保全の観点から、よりよい事業計画を策定することを目的とした制度である。

本制度は、「環境影響評価法」に基づくものと、自治体の条例に基づくものがあり、本県においても「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に対象事業等が定められている。

バイオマスの利活用施設については、「環境影響評価法」では対象事業として該当しないが、自治体の条例においては、設置する施設の種別及び規模によっては該当する可能性がある。自治体の条例に基づく環境アセスメントは、通称、条例アセス（以下「条例アセス」という。）と呼ばれており、「廃掃法」で定められる生活環境影響調査とは異なるものであるため、実施の詳細については、各都道府県の「環境影響評価技術指針」を確認する。

石川県における条例アセスの実施手順は、図 2-2-10 に示すとおりである。

なお、条例アセス適用時は、廃棄物処理施設設置の事前審査の実施事項のうち、一部が省略される（図 2-2-11 「条例アセスと事前審査の流れ」参照）。

表 2-2-5 条例アセス適用事業（廃棄物処理施設等）

事業の種類	第 1 区分事業 <sup>※1</sup> の要件	第 2 区分事業 <sup>※2</sup> の要件
廃棄物処理施設等		
廃棄物最終処分場	面積 5ha 以上	—
焼却施設	処理能力 100t/日以上	—
し尿処理施設（コミュニティプラント除く）	処理能力 100kl/日以上	—

注) 上表は、条例アセスの適用を受ける事業のうち、廃棄物処理施設に係る事業のみを抽出したものである。

※1 必ず条例アセスを行う事業

※2 条例アセスが必要かどうか個別に判断する事業

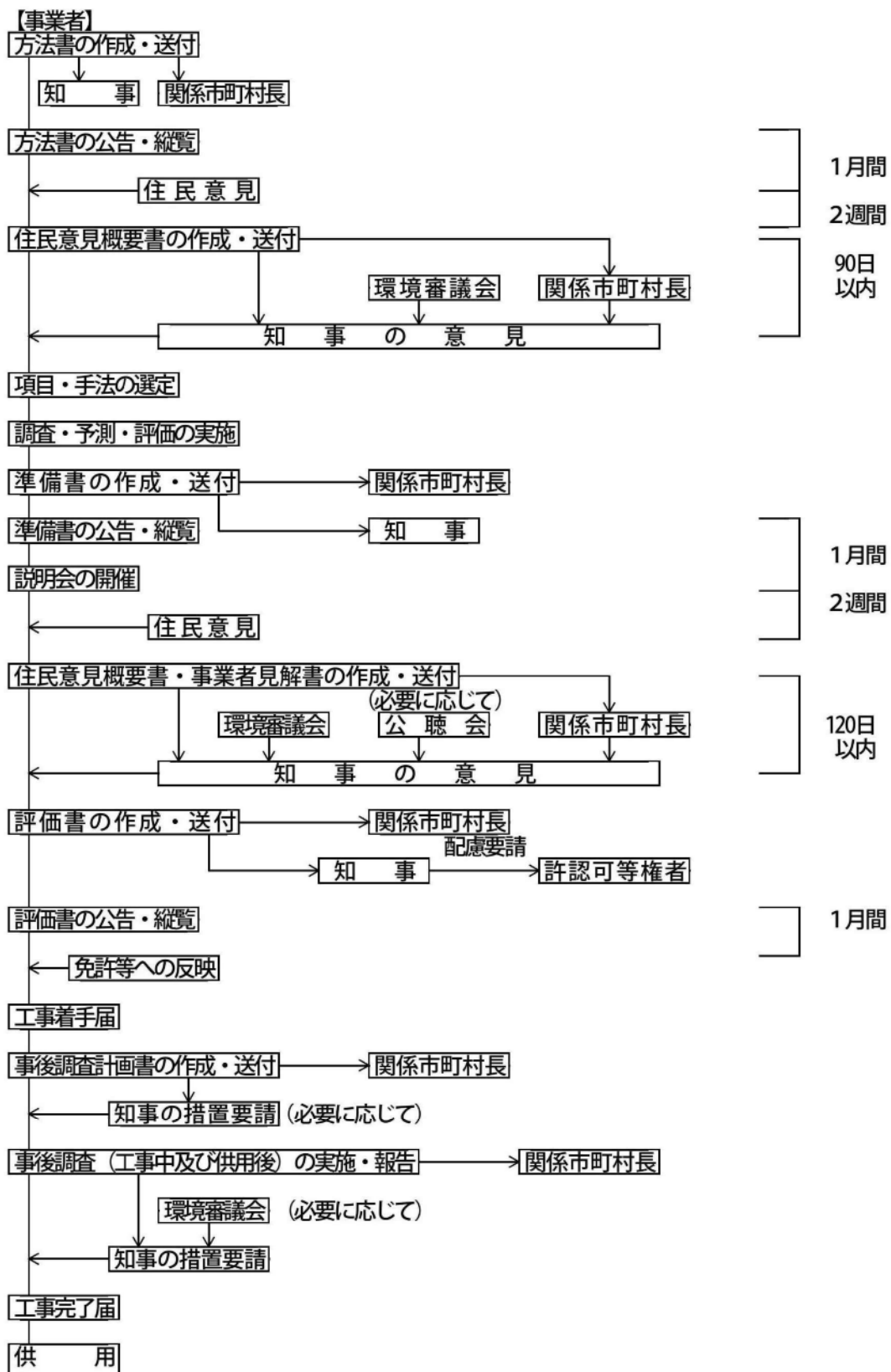


図 2-2-10 条例アセスの実施手順（石川県）

出典）「環境影響評価技術指針」平成 16 年 11 月 石川県

環境影響評価に関する条例及び要綱手続きの流れ(廃棄物処理施設の場合)

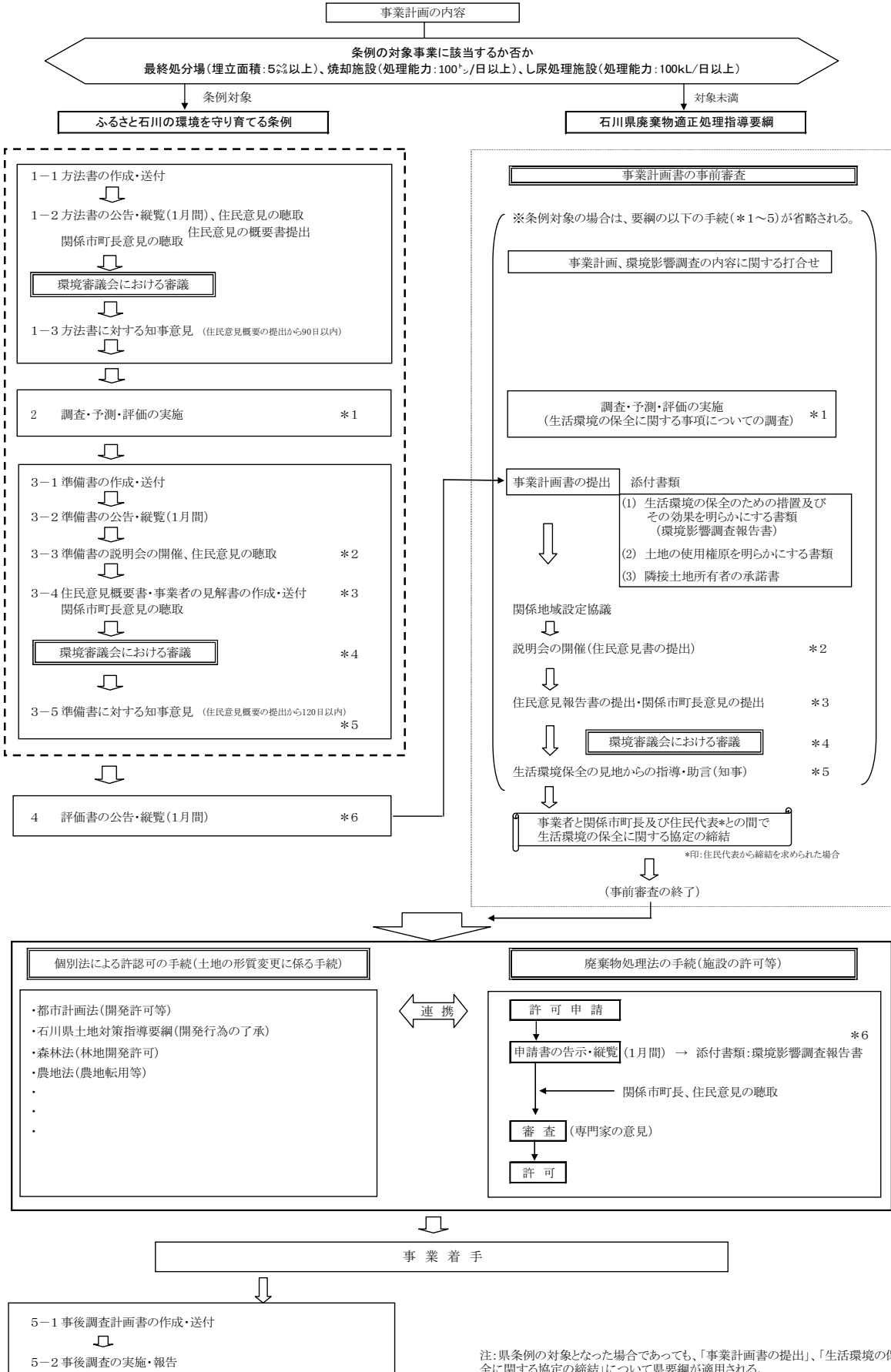


図 2-2-11 条例アセスと事前審査の流れ(石川県)

## § 16 廃棄物処分業許可申請

バイオマスの処分を業として行う場合には「廃掃法」に基づく廃棄物処分業（一般廃棄物処分業・産業廃棄物処分業）の許可が必要となる。

### 【解説】

下水道汚泥を下水道管理者自ら処理する場合を除き、本件で対象とするバイオマスを処理する場合には、「廃掃法」の適用を受ける。

#### (1) 一般廃棄物処分業許可申請（廃掃法第7条第6項）

市町村が自らが廃棄物の処分を行う場合、または市町村の委託を受けて処分を業として行う場合を除き、一般廃棄物の処分を業として行う場合には、当該事業を実施する区域を管轄する市町村長の許可が必要となる。

なお、一般廃棄物処分業の許可要件は、廃掃法第7条第10項に定められており、本要件に適合しない場合は、許可されない。

#### <許可要件>

- ①当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- ②その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- ③その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- ④申請者が廃掃法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

#### (2) 産業廃棄物処分業許可申請（廃掃法第14条第6項）

産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該事業を実施する区域を管轄する都道府県知事の許可が必要となる。

なお、産業廃棄物処分業の許可要件は、廃掃法第14条第10項に定められており、本要件に適合しない場合は、許可されない。

#### <許可要件>

- ①その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- ②申請者が廃掃法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。



## § 17 廃棄物運搬業許可申請

バイオマスの運搬を業として行う場合には「廃掃法」に基づく廃棄物収集運搬業（一般廃棄物収集運搬業・産業廃棄物収集運搬業）の許可が必要となる。

### 【解説】

対象としているバイオマスの収集運搬を実施する場合には、「廃掃法」の適用を受ける。ただし、市町村が自ら廃棄物の収集運搬を実施する場合、または市町村の委託を受けた場合等は一般廃棄物収集運搬業許可は不要であるが、産業廃棄物収集運搬業許可は必要となるので、留意が必要である。

#### (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請（廃掃法第 7 条第 1 項）

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該事業を実施する区域（運搬のみを業として行う場合は、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る）を管轄する市町村長の許可が必要となる。一般廃棄物収集運搬業の許可は、政令で定める期間（2 年）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

なお、一般廃棄物収集運搬業の許可要件は、廃掃法第 7 条第 5 項に定められており、本要件に適合しない場合は、許可されない。

#### <許可要件>

- ①当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- ②その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- ③その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- ④申請者が廃掃法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

#### (2) 産業廃棄物収集運搬業許可申請（廃掃法第 14 条第 1 項）

産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該事業を実施する区域（運搬のみを業として行う場合は、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る）を管轄する都道府県知事の許可が必要となる。産業廃棄物収集運搬業の許可は、政令で定める期間（5 年、優良事業者の場合は 7 年）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

なお、産業廃棄物収集運搬業の許可要件は、廃掃法第 14 条第 5 項に定められており、本要件に適合しない場合は、許可されない。

<許可要件>

- ①その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- ②申請者が廃掃法第7条第5項第4号イからト及びその他の規定のいずれにも該当しないこと。